



## 手形・小切手の全面電子化に向けた振出期限等の設定について

百十四銀行（頭取 森 匡史）は、手形・小切手の全面的な電子化に向け、下記の取組みを行いますのでお知らせします。

本件は、政府の「成長戦略実行計画」及び全国銀行協会の「自主行動計画」で掲げる「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化、手形・小切手の利用廃止等」に向けた取組みの一環となります。

なお、現在、手形・小切手をご利用中のお客さまへは、インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）等の電子的決済サービスへの移行支援等を積極的に行っておりますので、早期移行をご検討くださいますようお願いいたします。

当行は、今後もデジタル化の促進を通じて、お客さま・地域社会の課題解決につとめてまいります。

### 記

#### 1. 今回の追加対応

(1)手形・小切手の振出期限の設定	最終振出期限:2026年9月30日(水)
2026年10月1日以降に振り出された当行の手形・小切手は当座預金から支払いできません。	
※当座預金からの支払いについては、当座預金払戻請求書をご利用ください。	
(2)他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付の停止 受付停止日 :2026年9月30日(水)	
2026年10月1日以降、他行の手形・小切手の入金受付を停止します。	
※取立受付は2027年3月末まで可能です。ただし、当行を支払地とする場合は2026年9月末振出分まで、他行を支払地とする場合は各行が定めた振出期限までに振出されたものに限ります。	
(3)預金小切手（自己宛小切手）の発行終了 発行終了日 :2026年9月30日(水)	
2026年10月1日以降、当行で預金小切手（自己宛小切手）の発行を終了します。	

#### 2. すでに公表済みの対応

実施している取組内容	実施時期
当座預金の新規口座開設の停止	2024年4月1日(月)
2027年4月以降を期日とする期日管理が必要な手形・小切手の代金取立の受付停止	2024年4月1日(月)
伝票による当座預金の払戻開始	2025年7月18日(金)
手形・小切手帳の発行受付終了	2026年3月31日(火)

#### 3. 代替手段のご案内

当座預金の持つ各種機能につきましては、以下の代替手段がありますので、お取引店にご相談ください。

- 当座預金からの払戻機能：当座キャッシュカードまたは当座預金専用の払戻請求書のご利用
- 手形・小切手の決済機能：法人インターネットバンキング、でんさい、法人クレジットカード等のご利用

以上

【参考】手形・小切手の全面的な電子化に向けた今後の取組みスケジュールについて

●当行の手形・小切手を振り出されるお客さま

	2026 年	2027 年
	3 月 31 日	9 月 30 日
手形帳・小切手帳の発行	発行可	★手形・小切手帳の発行受付終了
手形・小切手の振出	振出可	★手形・小切手の最終振出期限

●手形・小切手を受け取られるお客さま

	2026 年	2027 年
	9 月 30 日	3 月 31 日
入金	支払地：当行	入金可能
	支払地：他行	入金可能
	支払地：当行	取立可能 ※振出日が 2026 年 10 月以降、または支払期日が 2027 年 4 月以降の手形・小切手を除く
	支払地：他行	取立可能 ※振出日が各行の設定した振出期限を超過、または支払期日が 2027 年 4 月以降の手形・小切手を除く